

道の駅ウルトラアグリパークすかがわ（仮称）基盤整備検討調査
業務委託仕様書

1 業務期間

本契約締結日から令和6年3月29日まで

2 業務の目的

牡丹台アメニティ地区（以下、「本地区」という）は、農業の担い手減少や耕作放棄地の増大への対応、地球温暖化対策などの地域課題の解決と地域の活性化を図ることを目的に、スマート農業や再生可能エネルギーの活用、道の駅機能を導入した食とエネルギーの地域循環型モデル地区を目指し、公民連携による土地利用を図るべく検討を進めてきた。

令和4年度には、事業スキームの検討と公民共同検討委員会を通して民間事業者や市・県・国の行政関係者の意見を聞きながら、市として、「道の駅ウルトラアグリパークすかがわ（仮称）整備構想」（以下、「整備構想」という）を取りまとめたところである。

本業務は、整備構想に基づく事業の実現に向け、基盤整備に係る基礎検討及び道の駅設置に係る基礎検討に加え、公民共同検討委員会の運営支援を通して公民連携による事業の実現を図るものである。

3 業務の地域

本業務の対象地域は、牡丹台アメニティ地区とする。

4 委託業務の概要

（1）道の駅設置に向けた基盤整備に関する基礎調査、基本計画、概略設計業務

①基盤整備基本計画

整備構想に基づき、基盤整備の概略の基本計画及び概略設計を実施し、概算事業費やランニングコストなどを算定し、経済性等を比較検討する。

なお、基盤整備設計は、土地活用する民間事業者が決定したのちに行うことから、現段階の検討は、本地区の整備にあたり、関係機関との協議・調整を要する事項の抽出や課題整理をする。

②関係機関協議支援

都市計画変更や開発許可申請、道の駅の設置、さらには基盤整備や関連事業実現に向けて、必要な関係機関との協議を行うため、協議・調整事項の整理や協議資料作成等を支援する。

③測量調査

道路管理者との協議を行うため、基礎資料として現地測量を行う。測量範囲は主要地方道古殿須賀川線 500m の区間、幅概ね 30m の範囲とする。また、現地測量を行うための基準点測量及び水準測量を行う。

④交通量調査

道の駅設置に伴う周辺交通への影響を検討する基礎資料として、交通量調査を行う。調査は 7 箇所（交差点 6 箇所、単路部 1 箇所）、平日・休日各 1 日とするが、関係機関との協議結果を基に必要な調査箇所を提案し、監督員と協議し承認を得る。

⑤地歴調査

対象地は過去に地形改変が行われ、また災害廃棄物の仮置き場として使用された経緯があることから、特定有害物質による汚染の可能性を把握するため、既存資料およびヒアリングにより土地利用履歴の調査を行う。

⑥地質調査

地盤の状況を確認し事業費算出の基礎資料とするため、ボーリング及びサウンディング調査を行う。ボーリングは 2 箇所各 2.5 m、サウンディング調査 2 箇所各 1.0 m を想定しているが、上記地歴調査結果から必要な調査内容を提案し監督員と協議し承認を得る。

(2) 道の駅の管理運営に係る官民連携手法導入可能性調査

①道の駅の施設構想の検討

整備構想に基づき、道の駅の指定要件等も勘案しつつ、施設機能、施設規模、施設配置計画等を検討する。

②道の駅の整備手法の概略検討

道の駅としての整備範囲（登録範囲）を検討するとともに、想定される事業手法・管理運営手法、維持管理及び運営費用、整備に係る公民並びに行政間の役割分担等について整理し、最適な事業スキームを提案する。

また、整備範囲に応じて、利用可能な補助制度を整理する。

公民共同検討委員会の意見も踏まえ、道の駅の実現化に向けた課題と工程を整理する。

③公民共同検討委員会運営支援

公民共同検討委員会の開催にあたり、開催内容の企画、関係者との事前調整、資料作成、議事運営支援、議事録作成等の支援を行う。

公民共同検討委員会の参加者に対し、事業参画機会の確保の観点から公平性・透明性を確保しつつ、民間事業者を主体とした事業体組成に向けた流れをコーディネートする。

5 業務の成果物

- (1) 報告書 (A4版) 3部
- (2) 報告書 (データ一式 (CD-R等))
- (3) 会議資料及び議事録等資料 (一式)
- (4) 当該業務において使用した基礎データ等 (一式)
- (5) その他監督職員が必要と認めた資料 (一式)

6 留意事項

本業務の受託者が、将来的に本地区の土地利活用事業に参画することを妨げない。

7 その他

- ・当該業務委託に係る成果物及び策定段階における資料等の権利は市に帰属する。
- ・受託者は、本業務を実施する場合において、国等の動向、先進事例その他必要があると認められる資料を市に提供すること。
- ・成果物は、客観的視点で数値的根拠や裏付けを明確にするなど、理解しやすいものとし、必要に応じて各調査項目の中間又は速報結果を提出すること。
- ・業務の遂行上必要な書類については、受託者の責任と負担において収集すること。
- ・業務中に生じた諸事故並びに委託者及び第三者に与えた損害に対しては、市の指示に従って、受託者の責任において処理すること。
- ・現地調査等を行う際には、事前に市と内容、日程等を確認するとともに、市の方針を十分理解した上で実施すること。
- ・本仕様書において定めた事項及び定めのない事項について、疑義が生じた場合や改善の必要があると認められた場合には、市と受託者とが協議の上これを定め、本業務を円滑に遂行することとする。